

令和6年度

宮崎地方最低賃金審議会  
運営小委員会

宮崎労働局

開催日時 令和6年7月5日(金)  
開催場所 宮崎合同庁舎2階  
共用大会議室

## 会 次 第

- 1 座長及び座長代理の選出について
- 2 令和6年度宮崎地方最低賃金審議会の運営について
  - (1) 地域別最低賃金の審議について
  - (2) 特定最低賃金の審議について
  - (3) 特定最低賃金検討小委員会の関係労使の意見聴取について
- 3 最低賃金審議会第6条第5項の採用に関する基本的な考え方について
- 4 その他

1 座長及び座長代理の選出について

2 令和6年度宮崎地方最低賃金審議会の運営について

(1) 地域別最低賃金の審議について

(2) 特定最低賃金の審議について

(3) 検討小委員会の関係労使の意見聴取について

3 最低賃金審議会第6条第5項の採用に関する基本的な考え方について

4 その他

令和6年度  
宮崎地方最低賃金審議会  
運営小委員会資料

宮崎労働局

令和 6 年度  
宮崎地方最低賃金審議会  
運営小委員会資料目次

1	宮崎地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿	1
2	令和 5 年度宮崎地方最低賃金審議会開催状況	3
3	令和 6 年度宮崎地方最低賃金審議会運営計画（案）	5
4	令和 6 年度答申日別最短効力発生予定日一覧表	9
5	令和 6 年度特定最賃必要性審議の関係労使の意見聴取（案）	11
6	最低賃金審議会令第 6 条第 5 項採用に関する 基本的考え方について	15

## 宮崎地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿

令和6年7月5日（金）

区分	氏名	現職
公益代表委員	はしぐち たけかず 橋口 剛和	宮崎県社会保険労務士会 顧問
	みしま りつこ 三島 里都子	マリンバックス法律事務所 弁護士
労働者代表委員	かまだ まさひろ 鎌田 正洋	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 副事務局長
	しらすき よういち 白崎 洋一	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 事務局長
使用者代表委員	かわの よういち 河野 洋一	宮崎県経営者協会 専務理事
	ノグチ カズヒコ 野口 和彦	宮崎県中小企業団体中央会 専務理事



## 令和5年度宮崎地方最低賃金審議会開催状況

月日 (令和5年度)	曜日	会議名	主な審議事項	出欠
7月6日		第1回審議会	会長及び会長代理の選出について、地賃改正諮問について、専門部会の公開について、今後の審議の進め方について、実地視察について	14/15
同日	同日	運営小委員会	令和5年度審議会の運営、6条5項の採用について、関係労使の意見聴取について、公開要領について	6/6
8月3日		第2回審議会	地賃改正決定に係る意見について、運営小委員会報告、地賃目安の伝達、特定最賃改正必要性有無の諮問、検討小委員会の設置について、検討小委員会の関係労使の意見聴取について	15/15
同日	同日	第1回地賃専門部会	部会長等選出、最低賃金と生活保護費との比較結果について、最低賃金に関する基礎調査結果、労使の基本的見解、金額提示、今後の審議の進め方（地賃参考人聴取）について	9/9
8月8日		第2回地賃専門部会	参考人意見聴取、金額提示、金額審議、	9/9
8月10日	木	第3回地賃専門部会	金額提示、金額審議、採決	9/9
同日	同日	第3回審議会	専門部会報告、採決、答申、地賃専門部会の廃止について	13/15
8月16日		第1回検討小委員会	特賃関係労使の意見聴取、特定最低賃金改正の必要性の有無について、今後の審議の進め方について、	8/9
8月18日		第2回検討小委員会	特定最低賃金の改正の必要性の有無について	9/9
8月28日	月	第4回審議会	異議申出に対する審議・答申、検討小委員会報告、必要性答申、特定最低賃金の金額改正諮問	15/15
10月12日		第1回 特賃 専門部会	基本的見解の表明、金額提示、金額審議	9/9
10月19日		第2回 特賃 専門部会	金額審議、結審（全会一致）、専門部会報告書作成、答申	8/9
3月15日		第5回審議会	令和5年度特定最低賃金の改定決定報告について 令和6年度特定最低賃金の改正に係る申出の意向表明について 意見聴取について 実地視察について	15/15



令和16年度 宮崎地方最低賃金審議会運営計画【案】  
委員の皆様との日程調整後に再提案(中央の目安答申予定により再々提案)

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年 3月
本 審	<p>5日(金) 13:20~</p> <p>第1回 本審 地賃諮問 審議の進め方 実地視察(報告) 意見聴取</p> <p>5日(金) 14:30~</p> <p>運営小委員会</p> <p>6条5項採用 検討委設置 意見聴取日程調整</p> <p>29日(月) 9:30~</p> <p>第2回 本審 改正決定の意見 運小報告 必要性諮問 中賃目安伝達</p>	<p>9日(金) 17:30頃~</p> <p>第3回 本審 部会報告 審議、採決 答申</p> <p>27日(火) 10:00~</p> <p>第4回 本審 異議審 必要性答申 特定最賃改正諮問 (必要性者の場合)</p>	<p>10月1日(火) 10/1(火) 10/5(土)</p> <p>県最賃発効日</p>	<p>10月1日(火)~10月31日(木) 年内発効</p> <p>各特定最賃専門部会(2~3回で結審)</p> <p>基本的見解 金額審議</p>	<p>11月</p> <p>第5回 本審 部会報告 特賃の答申</p> <p>(特定最賃専門部会が全会一致でなかつた場合に開催) (特定最賃の答申に対して異議申出があった場合は異議審を開催)</p>	<p>12月</p>	<p>3月中旬 15:30~</p> <p>第6回 本審 意向表明 実地視察 意見聴取</p>
地 賃 専 門 部 会		<p>7日(水) 13:30~</p> <p>第2回部会 参考人聴取 金額提示 金額審議 結審</p> <p>9日(金) 15:00~</p> <p>第3回部会 金額提示 金額審議 結審</p> <p>8/9に結審しない場合の予備日を検討 ※予備日8/13~8/15</p>					
特 定 最 賃		<p>29日(月) 10:30~</p> <p>第1回部会 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 金額提示 基礎調査結果 地賃参考人聴取について</p>	<p>16日(金) 13:30~</p> <p>第1回 検討小委員会 必要性審議 意見聴取</p> <p>19日(月) 15:00~</p> <p>第2回 検討小委員会 必要性審議</p>	<p>10月1日(火)~10月31日(木) 年内発効</p>			
中 賃 日 程	6/25 諮問						



## 令和6年度宮崎地方最低賃金審議会開催（案）

月日 (令和5年度)	曜日	会議名	主な審議事項
7月5日		第1回審議会	地賃改正諮問について、今後の審議の進め方について、実地視察について、関係労使の意見聴取について
同日	同日	運営小委員会	令和6年度審議会の運営、6条5項の採用について、関係労使の意見聴取について
7月29日		第2回審議会	地賃改正決定に係る意見について、運営小委員会報告、地賃目安の伝達、特定最賃改正必要性有無の諮問、検討小委員会の設置について、検討小委員会の関係労使の意見聴取について
同日	同日	第1回地賃専門部会	部会長等選出、最低賃金と生活保護費との比較結果について、最低賃金に関する基礎調査結果、労使の基本的見解、金額提示、今後の審議の進め方（地賃参考人聴取）について
8月7日		第2回地賃専門部会	地賃参考人意見聴取、金額提示、金額審議、
8月9日		第3回地賃専門部会	金額提示、金額審議、結審
同日	同日	第3回審議会	専門部会報告、採決、答申、地賃専門部会の廃止について
8月16日		第1回検討小委員会	特定最賃関係労使の意見聴取、特定最低賃金改正の必要性の有無について、今後の審議の進め方について、
8月19日		第2回検討小委員会	特定最賃改正の必要性の有無について
8月27日		第4回審議会	異議申出に対する審議・答申、検討小委員会報告、必要性答申、特定最低賃金の金額改正諮問
		第1回 特賃 専門部会	基本的見解の表明、金額提示
		第1回 特賃 専門部会	基本的見解の表明、金額提示
		第1回 特賃 専門部会	基本的見解の表明、金額提示
		第2回 特賃 専門部会	金額審議、結審（全会一致）、専門部会報告書作成、答申
		第2回 特賃 専門部会	金額審議、結審（全会一致）、専門部会報告書作成、答申
		第2回 特賃 専門部会	金額審議、結審（全会一致）、専門部会報告書作成、答申
		第5回審議会	令和6年度特定最低賃金の改定決定報告について 2025年度特定最低賃金の改正に係る申出の意向表明について 意見聴取について、実地視察について



## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。  
 なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成すること。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(木)		8月16日(金)		8月28日(水)		9月27日(金)
8月2日(金)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月3日(土)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月4日(日)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月5日(月)		8月20日(火)		8月30日(金)		9月29日(日)
8月6日(火)		8月21日(水)		9月2日(月)		10月2日(水)
8月7日(水)		8月22日(木)		9月3日(火)		10月3日(木)
8月8日(木)		8月23日(金)		9月4日(水)		10月4日(金)
8月9日(金)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月10日(土)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月11日(日)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月12日(月)		8月27日(火)		9月6日(金)		10月6日(日)
8月13日(火)		8月28日(水)		9月9日(月)		10月9日(水)
8月14日(水)		8月29日(木)		9月10日(火)		10月10日(木)
8月15日(木)		8月30日(金)		9月11日(水)		10月11日(金)
8月16日(金)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月17日(土)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月18日(日)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月19日(月)		9月3日(火)		9月13日(金)		10月13日(日)
8月20日(火)		9月4日(水)		9月17日(火)		10月17日(木)
8月21日(水)		9月5日(木)		9月18日(水)		10月18日(金)
8月22日(木)		9月6日(金)		9月19日(木)		10月19日(土)
8月23日(金)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月24日(土)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月25日(日)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月26日(月)		9月10日(火)		9月24日(火)		10月24日(木)
8月27日(火)		9月11日(水)		9月25日(水)		10月25日(金)
8月28日(水)		9月12日(木)		9月26日(木)		10月26日(土)
8月29日(木)		9月13日(金)		9月27日(金)		10月27日(日)
8月30日(金)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
8月31日(土)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月1日(日)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月2日(月)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月1日(火)		10月16日(水)		10月30日(水)		11月29日(金)
10月2日(水)		10月17日(木)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月3日(木)		10月18日(金)		11月1日(金)		12月1日(日)
10月4日(金)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月5日(土)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月6日(日)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月7日(月)		10月22日(火)		11月6日(水)		12月6日(金)
10月8日(火)		10月23日(水)		11月7日(木)		12月7日(土)
10月9日(水)		10月24日(木)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月10日(木)		10月25日(金)		11月11日(月)		12月11日(水)
10月11日(金)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月12日(土)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月13日(日)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月14日(月)		10月29日(火)		11月13日(水)		12月13日(金)
10月15日(火)		10月30日(水)		11月14日(木)		12月14日(土)
10月16日(水)		10月31日(木)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月17日(木)		11月1日(金)		11月18日(月)		12月18日(水)
10月18日(金)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月19日(土)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月20日(日)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月21日(月)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月22日(火)		11月6日(水)		11月20日(水)		12月20日(金)
10月23日(水)		11月7日(木)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月24日(木)		11月8日(金)		11月22日(金)		12月22日(日)
10月25日(金)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月26日(土)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月27日(日)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月28日(月)		11月12日(火)		11月26日(火)		12月26日(木)
10月29日(火)		11月13日(水)		11月27日(水)		12月27日(金)
10月30日(水)		11月14日(木)		11月28日(木)		12月28日(土)
10月31日(木)		11月15日(金)		11月29日(金)		12月29日(日)

## 令和6年度 特定（産業別）最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領 【宮崎県特定最賃の改正決定必要性の有無】7/5 運営小委員会確認

### 1 目的

特定（産業別）最低賃金の決定等の必要性に係る審議に資するため、特定最低賃金改正の申出を行った産業の関係労使それぞれの代表者から、その改正決定の必要性の有無に関する意見を直接聴取する。

### 2 実施日時、実施場所

日時：令和6年8月16日（金）13時30分～16時00分

（第1回本審後の運営小員会で確定）

場所：宮崎合同庁舎 2階 共用大会議室（予定）

### 3 実施主体

宮崎地方最低賃金審議会 産業別最低賃金審議会検討小委員会  
意見表明者へは、審議会会長名の開催通知を発送する。

### 4 推薦手続き

- (1) 5月の日程調整時に、関係労使団体あて依頼（依頼済）。
- (2) 別紙1「推薦名簿」は第1回本審までに、関係労使団体が事務局へ提出する。

### 5 意見陳述・聴取要領

- (1) 意見陳述者は意見を別紙2「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書」（任意様式でも可）に記載し、地域別最低賃金答申後速やかに（第1回検討小委員会前日までに）事務局へ提出する。  
なお、やむを得ず当日持参する場合には、14部を用意すること。
- (2) 発表に当たっては、所属組合・企業だけではなく、できるかぎり所属する産業全体の意見も説明する。
- (3) 意見書には発表の希望の有無を記載する。  
発表順は原則として、日本産業分類番号順とする。  
肉乳 → 電機 → 各種商品 → 新車小売
- (4) 発表・聴取時間は1産業20分とし、内訳は意見発表労使各5分、質疑5分とする。  
発表を希望しない場合は、提出された意見書を黙読し、質問が出た場合に労使各側が回答できる場合は回答する。労働者側発表（質疑）、使用者側発表（質疑）

## 令和6年度特定最低賃金に関する労使意見聴取（案）

1 日 時：令和6年8月16日（金）13：30～

2 会 場：宮崎合同庁舎 2階共用大会議室  
労働者側控室（ ）

3 出席者：【公益代表委員】3人

【労働者代表委員】3人

【使用者代表委員】3人

【宮崎労働局（事務局）】3人

【意見陳述者】4人 肉製造業等の労働者側代表者

電気機械器具等製造業の労働者側代表者

各種商品小売業労働者側代表者

自動車（新車）小売業の労働者側代表者

4 主要課題

(1) 宮崎県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する関係労使意見表明

(2) 宮崎県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について

5 進行表

(1) 冒頭説明 13：30

(2) 各側意見表明 13：35～14：25

① 肉製造業等

13：35 労側意見表明

13：40 質問

② 電気機械器具等製造

13：45 労側意見表明

13：50 質問

③ 各種商品小売業

13：55 労側意見表明

14：00 質問

④ 自動車（新車）小売業

14：05 労側意見表明

14：10 質問

⑤ 使側意見表明（4業種まとめて）

14：15 使側意見表明

14：20 質問

(3) 資料説明 14：25～14：40

(4) 休憩 14：40～14：50

(5) 必要性の有無について審議 14：50～15：30

閉会



## 最低賃金審議会令第6条第5項採用に関する基本的考え方について

平成 3年12月17日 制定

平成 7年 6月19日 修正

平成 7年 7月11日 修正

平成13年 5月10日 修正

平成14年 7月22日 修正

## 1 基本的考え方

地域別・産業別最低賃金の金額改正に係る専門部会の審議運営に当たって平成4年度以降については、最低賃金審議会令第6条第5項を採用することとする。

このことにより、今後は専門部会における専決をもって本審答申と同一の効力を有することとする。

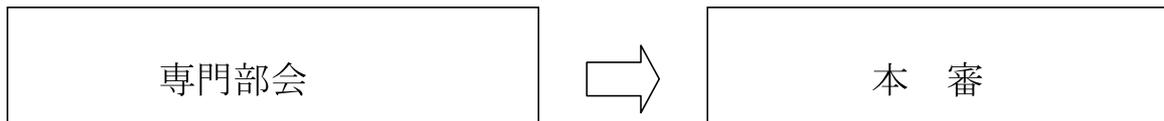
## 2 運用方法

- (1) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用に当たっては、地域別・産業別最低賃金とも専門部会において「全会一致」で決議した場合に限ることとし、専門部会での結審に当たって労使いずれかの委員が「反対」の意思表示、又は、本審開催の「申立て」を行った場合については、従前どおり原則3日以内に本審を開催して審議のうえ、結論を下すものとする。
- (2) 専門部会における専決に当たって「同令第6条第5項」の適用に労使双方異議のなかった場合には、直ちに他の本審委員あて関係資料を送付することとする。

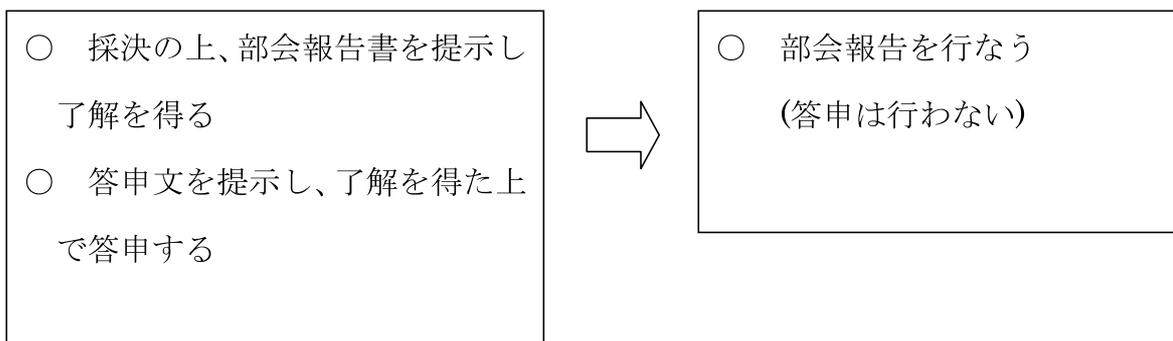
なお、以後開催される本審において、その改正審議の経過説明を行うものとする。

- (3) 各年度当初に開催される運営小委員会において、当該年度のコ額改正に係る専門部会の審議運営に、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する旨公労使三者委員の合意をもって確認し、直後の本審の承認を得ることとする。

## 審議会令第6条5項適用の場合の流れ図



《 全会一致の場合 》



《 全会一致でない場合 》

